国立大学法人電気通信大学勤務時間管理員の指定に関する要項

制定 平成16年4月1日要項第9号 最終改正 令和5年7月12日要項第2号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人電気通信大学に勤務する職員(以下「職員」という。) の勤務時間を適切に管理するため指定する勤務時間管理員について、必要な事項を定め るものとする。

(勤務時間管理員)

第2条 勤務時間管理員は、職員の勤務時間の管理に関する事務を行う。

(勤務時間管理員等の指定)

- 第3条 勤務時間管理員を別表のとおり指定する。
- 2 前項の規定に関わらず別表の定めにより難い場合は、別に勤務時間管理員を指定することができる。
- 3 勤務時間管理員の職務を補助する勤務時間管理員補助者を置くことができる。 (雑則)
- 第4条 この要項に定めるもののほか、勤務時間管理員の指定に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月19日要項第5号)

この要項は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月6日要項第16号)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日要項第5号)

この要項は、平成20年3月25日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月3日要項第12号)

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月20日要項第5号)

この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年7月21日要項第13号)

この要項は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月26日要項第2号)

この要項は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年7月20日要項第6号)

この要項は、平成23年7月20日から施行する。

附 則 (平成25年2月26日要項第15号)

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月13日要項第2号)

この要項は、平成25年11月13日から施行する。

附 則 (平成26年2月26日要項第5号)

この要項は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月27日要項第9号)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日要項第7号)

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 情報理工学部及び大学院情報システム学研究科に配置される職員の勤務時間管理員及 び勤務時間管理員補助者については、別表の規定にかかわらず、次の表の規定を適用す る。

| 区 分 | 勤務時間管理員 | 勤務時間管理員 |
|-------------------|--------------|---------|
| | | 補助者 |
| 情報理工学部及び大学院情報システム | 研究科等事務課研究科等事 | 別に指名する者 |
| 学研究科に配置される者(非常勤講師 | 務第一係長 | |
| を除く。) | | |

附 則 (平成28年7月27日要項第4号)

この要項は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月26日要項第12号)

この要項は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月28日要項第3号)

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日要項第13号)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月30日要項第1号)

この要項は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月29日要項第3号)

この要項は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日要項第11号)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日要項第18号)

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日要項第17号)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月28日要項第1号)

この要項は、令和4年5月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月25日要項第9号)

この要項は、令和4年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月26日要項第10号)

この要項は、令和4年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月21日要項第11号)

この要項は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日要項第14号)

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月12日要項第2号)

この要項は、令和5年8月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

| 別表(第3条関係) | | |
|--------------------|----------------|---------|
| 区 分 | 勤務時間管理員 | 勤務時間管理員 |
| | | 補助者 |
| 総務部長 | 総務企画課総務係長 | |
| 学務部長 | 教務課教務係長 | |
| 学術国際部長 | 研究推進課研究推進係長 | |
| 総務企画課に所属する者 | 総務企画課総務係長 | |
| 人事労務課に所属する者 | 人事労務課職員係長(ただし、 | |
| | 超過勤務時間の管理について | |
| | は人事労務課給与係長) | |
| 財務課に所属する者 | 財務課財務係長 | |
| 経理調達課に所属する者 | 経理調達課経理係長 | |
| 施設課に所属する者 | 施設課施設企画係長 | |
| 研究科等事務課に所属する者 | 研究科等事務課研究科等事務 | |
| | 第一係長 | |
| 教務課に所属する者 | 教務課教務係長 | |
| 学生課に所属する者 | 学生課学生係長 | |
| 入試課に所属する者 | 入試課入学試験係長 | |
| 研究推進課に所属する者 | 研究推進課研究推進係長 | |
| 学術情報課に所属する者 | 学術情報課情報企画係長 | |
| 国際課に所属する者 | 国際課国際企画係長 | |
| 教育研究技師部に所属する者 | 教育研究技師部所属職員のう | |
| | ちから別に指名する者 | |
| 大学院情報理工学研究科及び情報理 | 研究科等事務課研究科等事務 | 別に指名する者 |
| 工学域に配置される者 (非常勤講師を | 第一係長 | |
| 除く。) | | |
| 教育研究センター等及び教育研究支 | 人事労務課職員係長 | |
| 援センターに配置される者(他の区分 | | |
| に掲げる者を除く。) | | |
| 産学官連携センター及び研究設備セ | 研究推進課研究推進係長 | |
| ンターに配置される者 | | |
| 保健管理センター及び学生支援セン | 学生課学生係長 | |
| ターに配置される者 | | |
| 大学教育センター、グローバル化教育 | 教務課教務係長 | |
| 機構、実践的コミュニケーション教育 | | |
| 推進室及びデータ教育センターに配 | | |
| 置される者 | | |
| アドミッションセンターに配置され | 入試課入学試験係長 | |
| る者 | | |

| キャリア支援センターに配置される | 学生課就職支援係長 | |
|-------------------|-------------|--|
| 者 | | |
| 広報センター及び社会連携センター | 総務企画課広報係長 | |
| に配置される者 | | |
| UECコミュニケーションミュージ | 学術情報課情報企画係長 | |
| アム及び情報基盤センターに配置さ | | |
| れる者 | | |
| 共創進化スマート社会実現推進機構、 | 総務企画課総務係長 | |
| 企画調査室及び総合コミュニケーシ | | |
| ョン科学推進室に配置される者 | | |
| スーパー連携大学院推進室に配置さ | 教務課大学院教務係長 | |
| れる者 | | |
| 非常勤講師 | 教務課教務係長 | |
| 国際社会実装センター、IT活用国際 | 国際課国際企画係長 | |
| ものづくり教育推進室、国際PBL教 | | |
| 育推進室、国際教育センター、UEC | | |
| ASEAN教育研究支援センター及 | | |
| びUEC中国教育研究支援センター | | |
| に配置される者 | | |